

## スキー場リフト券引換証の適正利用について

ひだ流葉スキー場・飛騨かわいスキー場にて、リフト券引換証を持たず強引にリフト券を交換するように要求される方や使用できないリフト券引換証でのリフト券交換を要求される方が多いと報告を受けております。

リフト券引換証の適正な利用をお願い致します。

### 〈小中学生〉

リフト券引換証は、令和5年度発行もしくは、令和6年度発行のものしか使用できません。

### 〈高校生〉

リフト券引換証は、ワンシーズンごとの申請となります。

リフト券引換証申請対象は、飛騨市内高校通学もしくは、飛騨市在住市外高校通学学生のみ対象です。

### リフト券交換不可事例について

- リフト券引換証以外での交換
- リフト券引換証発行申請中で手元に引換証がない状態での交換
- リフト券引換証持参忘れ等による口頭での交換
- 本人確認資料（保険証等）による交換
- 令和4年度以前のリフト券引換証での交換（小中学生）
- 令和6年度（今シーズン）以外のリフト券引換証での交換（高校生）

※令和5年度以前の引換証は、使用できません。

- 学生証のみでの交換（高校生）



※不正利用が横行した場合、リフト券無料化事業が取りやめになる場合もございます。